

活動実績報告書

平成27年1月9日

登録番号 20140704

氏名 高峰 光一

1. 活動状況

平成24年4月 ~ 平成25年3月

(1) 活動の概要

大阪府南河内農と緑の総合事務所において改正森林法のもと、地域材(おおさか河内材)の利用促進に向けた森林経営計画の認定支援、地域製材所との連携、川下での「おおさか河内材」の利用とその普及に取り組んだもの。

(2) 当該活動を挙げた理由

当事務所管内の南河内地域では、古くから吉野林業の影響を受け、集約的な林業が営まれていたが、近年では高齢級化(10 齢級以上が 80%)が進行しており、今後これらの森林資源を如何に活用していくかが大きな課題となっていた。

一方で、安定的な原木生産並びに地域材として製材・加工及び流通に乗せることも課題となっていた。これらのことからおおさか河内材の地域での安定的な供給、流通体制の構築及びその利用促進を通じた地域の森林林業を再生する取り組みを進めることとした。

(3) 当該活動における、あなたの立場と役割

当該活動は主に河内長野市、千早赤阪村において進めたが、自身地域に密着しつつ市町村森林整備計画における中長期的な視点での整合性の確認を行いつつ、持続的な森林経営が実現できる森林経営計画の認定やその実行監理を技術面で支援すると共に、川上から川下までの森林所有者、林業・木材産業等の関係者間の連携及び調整を担った。

(4) 活動上発生した問題点と課題及びそれへの具体的対応策

南河内地域では、これまで森林の育成に主軸が置かれていたため、今回製材所と初めてスクラムを組むことで川上側と川中側の連携が円滑に進むか、また材の安定供給が図られ、素材がスムーズに川下側まで流通出来るのかという、おおさか河内材のサプライチェーンの構築をどう図るかが大きな課題であった。

対応策として川上から川下までの関係者が参画したおおさか河内材利用推進会議の設置をはじめ、木材のサプライチェーンの最上流である山の現場では府の独自制度である「林業活動促進地区認定制度」による地区指定を進めた。(認定面積 10,242ha) またおおさか河内材の認知度向上を図るため、管内の製材所を「おおさか材認証制度」の事業者として大阪府知事の認定を行った。

また、市村に対しては公共建築物等における木材利用促進に関する法律に基づく木材利用基本方針の策定支援をはじめ、おおさか河内材のチラシの作成やHPへの掲載などの支援を行った。



林業活動促進地区、おおさか材認証制度(平成24年度運用開始)

(5)活動による成果で残された課題及び今後の改善方策

本活動は緒についたばかりで、地域におけるおおさか河内材の利用をより一層進めていく必要があり、今後おおさか河内材のサプライチェーンを確実に構築するため森林経営計画の着実な実行監理を進めると共に、大阪府森林組合と製材所との間でおおさか河内材の安定供給協定の締結が必要であると考えられる。また、その利用用途拡大として、住宅分野での利用を促進するため、地域の工務店やハウスメーカーにも推進会議のメンバーとして参画を呼び掛けるなど重層的な体制の構築によるおおさか河内材の利用促進も図っていく必要があると考えられる。

2. 研修の受講状況

研修名 (実施主体)	准フォレスター研修Ⅰ 林野庁	平成24年8月
研修名 (実施主体)	准フォレスター研修Ⅱ 林野庁	平成24年10月
研修名 (実施主体)	准フォレスター研修 通信研修 林野庁	平成24年11月

3. その他の自己の能力・維持向上のための活動状況

- (1)各種研修の企画、運営又は指導者、講師としての参加
 - ・平成26年度高槻市市民林業士養成講座での講師参加(平成26年10月)
 - ・平成26年度茨木市森林サポーター養成講座での講師参加(平成26年12月)
- (2)雑誌、広報誌等への投稿
 - ・明治グループCSR報告書2014での大阪府アドプトフォレスト制度での里山再生の取り組みについて(平成26年9月)
- (3)研究会、シンポジウム等での発表
 - ・平成24年度林業普及指導職員近畿ブロックシンポジウムにおいて、「大阪府南河内における地域のための森づくりの取り組み」(平成24年9月)
- (4)研究会シンポジウム発表等への指導
 - ・平成26年度近畿ブロック林業グループコンクールでのNPO法人森のプラットフォーム高槻の活動報告発表に係る指導支援(平成26年8月)